

大垣市税条例の一部改正について

令和元年度税制改正に係る地方税法の一部改正に伴い、大垣市税条例の一部改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 個人市民税関係

① ふるさと納税制度の見直し

【第26条の8、附則第5条の7、附則第7条、附則第7条の2】

ふるさと納税制度において、控除の対象となる寄附金を、特例控除対象寄附金と改正するもの。

特例控除対象寄附金とは、次に該当するものとして、総務省が指定した地方公共団体に対する寄附金をいう。	
(1)	【募集の基準】 <ul style="list-style-type: none">・募集に関して支出する費用の総額がふるさと納税の額の5割以下であること。・返礼品の送付を過度に強調した広告等を行わないこと。
(2)	【返礼品の基準】 <ul style="list-style-type: none">・返礼割合を3割以下とすること。・地場産品とすること。

(2) その他

地方税法の改正により、条項の修正等を行うもの。

2 施行期日

令和元年6月1日